

「給付奨学金継続願」の提出手続きについて

（入 力）
重 要

はじめに

- ◆ 給付奨学生は、**毎年1回**、次年度も継続して給付奨学金を希望することについて、願い出る必要があります。これを「**給付奨学金継続願**」の提出（入力）手続きといいます。
- ◆ 振込みが**停止中**の場合や他の国費を受給中で**給付月額が0円**となっている場合においても「給付奨学金継続願」の**提出（入力）は必要**です。
- ◆ 提出（入力）が確認できない場合は、**2022年4月から給付奨学金の振込みが止まります**。
- ◆ **必ず学校の定めた期間内に提出（入力）してください。**
- ◆ 学校は、給付奨学生の学修状況等から、引き続き給付奨学生としての適格性を有しているか否か等の判定結果を機構に報告します。機構は、学校からの報告に基づき、学業成績等に応じて給付奨学金の継続等にかかる必要な措置をとります。
この認定を「**適格認定（学業）**」といいます。
- ◆ 適格認定（学業）の結果によっては、**給付奨学金の支給が廃止（打ち切り）**となります。
状況によっては、**受給済みの給付奨学金について返還が必要**となることがあります。
（詳細は、4ページを参照）
- ◆ 偽りその他不正の手段によって支給を受けた場合は、受給した給付奨学金を返金することになります。

手続きの流れ

（1）スカラネット・パーソナル（以下「スカラPS」）で「給付額通知」の内容（受給状況等）を確認

「給付奨学金継続願」はスカラPSを経由して提出（入力）しますので、スカラPSに未登録の方は、必ず事前に登録を済ませてください。

※登録には奨学生番号や奨学金振込口座番号等が必要です。奨学生番号は奨学生証等で確認してください。不明な場合は学校に問合せてください。

◆スカラPSの登録について⇒<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/>



（2）「給付奨学金継続願」の提出（入力）準備

誤入力の防止や円滑な入力のために、「**入力準備用紙**」（2～3ページ）を作成してください。

（3）スカラPSより「給付奨学金継続願」を提出（入力）

提出（入力）開始	2021年12月15日（水）から（※）
提出（入力）締切	2022年 1月14日（金）まで（※）
入 力 時 間	8：00～25：00

締切厳守！

※ 土日祝日も提出（入力）できます。

12月29日から1月3日までの間は、年末年始のため提出（入力）できません。



「給付奨学金継続願」入力画面の推奨環境 ※環境外の場合、「識別番号が違います」というエラーが出ることがあります。

OS（オペレーティング・システム）：Windows 8.1、Windows 10、iOS 11以上、AndroidOS 8.0以上

ブラウザ（ホームページ閲覧ソフト）：Internet Explorer 11、Microsoft Edge、iOS版Mobile Safari、Android版Google Chrome

※ AndroidはGoogle Chrome、iOSはSafariにのみ対応しています。

※ OS：Mac系、ブラウザ：FirefoxやPC版Google Chrome等、上記以外の環境下においては未確認のため、動作保証していません。

高等教育の修学支援新制度における適格認定

来年度も給付奨学金と授業料減免措置を継続して希望する方は、必ず確認してください。

年に2回、あなたが給付奨学生の基準を満たしているかどうか、家計状況と学業成績を確認（適格認定）しています。

学業成績に係る適格認定では、GPA等による相対的評価と、学修意欲（あなたの学修状況や生活状況）による絶対的評価、両方の観点から給付奨学生としての適格性が判定されます。

適格認定において「廃止」の認定を受けた場合は、給付奨学生としての身分を失うだけでなく、授業料減免措置も受けられなくなり、場合によってはすでに支給された給付奨学金の返還を求められることがあります。

こうした事態にならぬよう、給付奨学生としての自覚を持ち、より一層勉学に励むよう心掛けてください。

本学では、下表「高等教育の修学支援新制度における適格認定（学業成績）の基準」に記載されている学修意欲を確認するものとして、出席率の代わりに「給付奨学金継続願」の入力項目「H-学修の状況」の記載内容により確認を行います。スカラネット・パーソナルからの継続願の提出にあたり、「H-学修の状況」の入力が確認できない場合は、学修意欲のない者とし、給付奨学生としての適格性がないと判定されますので、入力漏れのないようご注意ください。

<高等教育の修学支援新制度における適格認定（学業成績）の基準>

廃止	以下のいずれか1つでも該当する場合、「廃止」（打ち切り）となります。 (1) 修業年限で卒業できないこと（卒業延期）が確定した場合 (2) 修得単位数の合計数が標準単位数^{*1}の5割以下の場合 (3) 出席率が5割以下など、学修意欲が著しく低いと大学が判断した場合 (4) 連続して「警告」に該当した場合 【給付型奨学金の返還が求められる場合】 ・大学から懲戒処分（退学、除籍、無期停学又は3ヶ月以上の停学）を受けた場合 ・学業不振^{*2}に斟酌すべきやむを得ない事由^{*3}がない場合 (^{*1}) 標準単位数＝(卒業要件単位数)÷4×(在学年数) 各学年における標準単位数は、次のとおり。 1年次生：31単位 2年次生：62単位 3年次生：93単位 (^{*2}) 「学業不振」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。 ・修得単位数の合計（累積）が標準単位数の1割以下である場合 ・出席率が1割以下など、学修意欲があるとは認められない場合 (^{*3}) 「斟酌すべきやむを得ない事由」とは、本人及び家族の病気等の療養・介護や災害や事故・事件の被害者となったことによる傷病等、学業不振について学生本人に帰責性がない場合をいう。 学生本人のアルバイト過多については、それが学費・生活費のためであったとしても「やむを得ない事由」には該当しない。
警告	以下のいずれか1つでも該当する場合、「警告」となります。 (1) 修得単位数の合計数が標準単位数の6割以下の場合 (2) GPA^{*4}が所属する学科・類の下位1/4に属する場合 (3) 出席率8割以下など、学修意欲が低いと大学が判断した場合 (^{*4}) GPAは、単年度の学業成績により算出し、判定する。

『給付奨学金継続願』入力準備用紙

「給付奨学金継続願」を提出(入力)する前に、以下の設問の答えを準備してください。

1 / 5 画面

Aー給付奨学金継続願について

「給付奨学金継続願」は、次年度の給付奨学金の継続の意思を確認するための大切な願出です。この願出の記入内容と、平素の学業成績等を総合的に審査し、学校が給付奨学金継続の可否等を判断します。

願出を提出しても必ず継続して給付されるとは限りません。

Bー誓約欄

日本学生支援機構理事長 殿

給付奨学金継続願の提出にあたっては、正しく記入することを誓約します。

西暦 年 月 日 氏名(全角カナ) 姓(15文字以内) 名(15文字以内)

誓約日付は入力当日の日付を
西暦で正しく入力してください。
半角数字

生年月日(西暦) 年 月 日生

正しく生年月日を入力してもエラーとなる場合は、学校に確認してください。半角数字

2 / 5 画面

Cーあなたの個人情報

あなたの個人情報と給付明細が表示されますので、確認してください。

Dー奨学金振込みの継続の確認

あなたは継続願を提出して引き続き4月からの給付奨学金の振込みを希望しますか。

- ☐ 給付奨学金の継続を希望します →
☐ 給付奨学金の継続を希望しません

振込が停止中の場合や、他の国費を受給中で
給付月額が0円となっている場合、
4月からの振込みはありません。

↓
「給付奨学金の継続を希望しません。」を選択した場合は、4月以降の振込みは停止します。
誤りがないよう慎重に選択してください。

3 / 5 画面

「承知していない」「理解していない」を選択すると、給付奨学生としてふさわしくないと判断され、次の画面に進むことができません。

Eー給付奨学金の返還

- ☐ 交付済みの給付奨学金について返還が必要になる場合があることを承知している
☐ 交付済みの給付奨学金について返還が必要になる場合があることを承知していない

Fー廃止や停止の処置

- ☐ 廃止や停止の処置について理解している
☐ 廃止や停止の処置について理解していない

学業不振により卒業延期が確定した場合や連続して「警告」に該当した場合等は、「廃止」の処置がとられます。

給付奨学金は、学業成績が著しく不振、又は停学等の処分を受けたことにより交付が打ち切られた場合には、返還の義務が生じる場合があります。

継続願提出（入力）前に確認

- ポップアップをブロックする設定にしていると、奨学金継続願提出画面を開くことができない場合があります。
- スカラPSの推奨環境（1ページ）を満たしていない端末では提出（入力）できない場合があります。
画面不具合等が生じる場合は推奨環境を満たした別の端末を用いて提出（入力）してください。
- 入力中、一つの画面で30分以上経過した場合はタイムアウトとなり、最初から入力しなくてはなりません。
- 5／5画面まで入力すると、入力内容確認画面「**給付奨学金継続願情報一覧**」が表示されますので、入力内容に誤りがないか等を必ず確認し、画面を印刷もしくは画像データを保存してから「送信」ボタンを押してください
- 送信後は、提出内容を確認することができません。送信後に内容訂正が必要になった場合は、至急学校に申し出てください。（訂正できない項目もありますのでご注意ください。）
- 送信後に受付番号が表示されますので、必ず印刷もしくは画像データで保存のうえ、3ページ下部のメモ欄にメモしてください。「継続を希望しません」を選択した場合も受付番号が表示されますのでメモしてください。

適格認定（学業）とは

あなたが「給付奨学金継続願」を提出（入力）すると、学校はあなたの学業成績等に基づき、給付奨学金の継続の可否等を判定します。

学業不振等の場合には、給付奨学金の支給を廃止（打ち切り）とするほか、支給済みの給付奨学金の返還を求めることがありますので、奨学生としての自覚と責任を持って勉学に励んでください。

◆給付奨学金の適格認定（学業）の区分（適格基準と処置） ※貸与奨学金より厳しい基準で認定されます。

認定区分	適格基準	給付奨学金の取扱い
廃止	・ 次の1～4のいずれかに該当するとき 1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと 2. 修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下であること 3. 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること 4. 次に示す警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること	【4月以降の給付奨学金の取扱い】 ・ 給付奨学金の支給を取り止めます。 （給付奨学生の資格を失います。） ・ 学校を通して「処置通知」を交付します。 【4月以降の奨学金】 ・ 振り込まれません。 ・ 日本学生支援機構からの「処置通知」が届くのは4月の振込日以降です。4月分の振込状況は、ご自分で通帳記帳等にて確認してください
警告	・ 次の1～3のいずれかに該当するとき （上の「廃止」の区分に該当するものを除く。） 1. 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること 2. GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること 3. 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること	【給付奨学金の取扱い】 ・ 給付奨学金の支給は継続します。 ・ 学校を通して「処置通知」を交付します。 ・ 学業成績が回復しない場合は、「廃止」となることがあります。 【4月以降の奨学金】 ・ 振り込まれます。※ 2022年4月分の振込日は、4月21日(木)です。
継続	・ 「廃止」、「警告」以外の者	【給付奨学金の取扱い】 ・ 給付奨学金の支給を継続します。 【4月以降の奨学金】 ・ 振り込まれます。※ 2022年4月分の振込日は、4月21日(木)です。

※ 振込停止中の場合や他の国費を受給中で給付月額が0円となっている場合、4月からの振込みはありません。

「廃止（返還）」の判定について（返還が必要になる場合）

学業成績が著しく不良であり、災害、傷病その他のやむを得ない事由がない場合は、「廃止（返還）」（返還が必要）となり、学年の始期に遡って給付奨学金の返還を求めます。

- 「学業成績が著しく不良」・・・学修の実態が認められない状況。
目安：修得単位数の合計（累積）が標準単位数の1割以下である場合
：出席率が1割以下など、学修意欲があるとは認められない場合